

上富良野町国民保護協議会委員名簿

平成18年4月1日現在

職名	職名	氏名	電話番号	FAX番号	法律第40条第4項区分	号	就任年月日	任期
1	会長 上富良野町長	尾岸 孝雄	0167-45-6400	0167-45-5362	町長		H18.04.01	H20.03.31
2	委員 国土交通省北海道開発局旭川開発建設部富良野道路事務所長	小賀坂 俊昭	0167-23-3171	0167-23-5039	指定地方行政機関	1	H18.04.01	H20.03.31
3	委員 北海道農政事務所地域第四課長	松本 信作	0166-51-4296	0166-51-4222	指定地方行政機関	1	H18.04.01	H20.03.31
4	委員 上川南部森林管理署長	米丸 正則	0167-52-2772	0167-52-2319	指定地方行政機関	1	H18.04.01	H20.03.31
5	委員 旭川地方気象台次長	松本 崇司	0166-32-7102	0166-32-6407	指定地方行政機関	1	H18.04.01	H20.03.31
6	委員 陸上自衛隊上富良野駐屯地 第4特科群群長	市野 保己	0167-45-3101	無	自衛隊職員	2	H18.04.01	H20.03.31
7	委員 北海道上川支庁 地域振興部地域政策課長	野田 剛三	0166-46-5918	0166-46-5205	北海道職員	3	H18.04.01	H20.03.31
8	委員 北海道上川支庁旭川土木現業所富良野出張所長	佐藤 正博	0167-23-2168	0167-23-3393	北海道職員	3	H18.04.01	H20.03.31
9	委員 北海道上川支庁上川保健福祉事務所富良野地域保健部長	佐久間 信行	0167-23-3161	0167-23-3163	北海道職員	3	H18.04.01	H20.03.31
10	委員 北海道旭川方面富良野警察署長	木下 昭夫	0167-22-0110	0167-22-5688	北海道職員	3	H18.04.01	H20.03.31
11	委員 上富良野町助役	田浦 孝道	0167-45-6400	0167-45-5362	町助役	4	H18.04.01	H20.03.31
12	委員 上富良野町教育委員会教育長	中澤 良隆	0167-45-6699	0167-45-2950	町教育委員会教育長	5	H18.04.01	H20.03.31
13	委員 上川南部消防事務組合 北消防署長	藤田 三郎	0167-45-2119	0167-45-9983	消防署職員	5	H18.04.01	H20.03.31
14	委員 上富良野消防団長	赤川 昇	0167-45-2119	0167-45-9983	有識者	8	H18.04.01	H20.03.31
15	委員 上富良野郵便局長	小椋 雅博	0167-45-2614	0167-45-2296	指定公共機関職員	7	H18.04.01	H20.03.31
16	委員 北海道電力(株)富良野営業所長	玉川 朋洋	0167-23-4131	0167-22-1025	指定公共機関職員	7	H18.04.01	H20.03.31
17	委員 東日本電信電話(株)北海道支店 災害対策室長	山崎 信也	0166-20-5410	0166-29-0417	指定公共機関職員	7	H18.04.01	H20.03.31
18	委員 北海道旅客鉄道(株)旭川支社美瑛駅長	宮崎 義一	0166-92-1854	0166-92-1425	指定公共機関職員	7	H18.04.01	H20.03.31
19	委員 富良野医師会会長	高橋 尚志	0167-22-2767	0167-23-1955	指定地方公共機関職員	7	H18.04.01	H20.03.31
20	委員 富良野土地改良区理事	山崎 康司	0167-44-2131	0167-44-2736	指定地方公共機関職員	7	H18.04.01	H20.03.31
21	委員 ふらの農業協同組合副組合長理事	伊藤 里美	0167-23-3532	0167-22-3232	有識者	8	H18.04.01	H20.03.31
22	委員 上富良野町商工会長	北川 昭雄	0167-45-2191	0167-45-9989	有識者	8	H18.04.01	H20.03.31

上富良野町国民保護協議会条例

(平成18年3月22日条例第3号)

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、上富良野町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は25人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

上富良野町国民保護協議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、上富良野町国民保護協議会条例（平成18年上富良野町条例第3号、以下「協議会条例」という。）第7条の規定により、上富良野町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 会長は、委員総数の2分の1以上の数の委員から請求があるときは、協議会を招集しなければならない。

（委員の代理）

第3条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 代理については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

（専門委員）

第4条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（会議録）

第5条 会長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

（委員の異動報告）

第6条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第4項第1号から第7号に掲げる委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに、職名、氏名、年齢及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成18年7月 日から施行する。

上富良野町国民保護協議会の設置

設置根拠	国民保護法第39条
設置条例	上富良野町国民保護協議会条例(平成18年3月22日条例第3号)
設置期日	平成18年4月1日
設置目的	町の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く町民の意見を求め、町の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、上富良野町国民保護協議会を設置する。
所掌事務	町長の諮問に応じて、町の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。 重要事項に関し、町長に意見を述べること。 平成18年度は、新規作成の「上富良野町国民保護計画」を審議
会 長	町長(国民保護法第40条第2項)
会長代理	助役(上富良野町国民保護協議会条例第3条による指名)
委 員	国民保護法第40条第4項に掲げる者の中から町長が任命 (総数25人以内・任期2年) (1) 指定地方行政機関の職員 (2) 自衛隊に所属する者 (3) 道の職員(警察署長を含む) (4) 助役 (5) 教育長及び消防署長 (6) 町職員 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員、職員 (8) 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
運 営	協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。運営規程により代理出席者は職務代理権を有する。 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 協議会に、部会を置くことができる。



資料 5

上富総務 第 号
平成18年7月24日

上富良野町国民保護協議会
会長 尾 岸 孝 雄 様

上富良野町長 尾 岸 孝 雄 印

上富良野町国民保護計画について（諮問）

上富良野町国民保護計画について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第39条第3項の規定により諮問します。

上富良野町国民保護計画作成スケジュール（案）

資料 6

	18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民保護協議会	協議会設置(4 / 1) 第1回(7 / 24) 諮問 [幹事会 …] 第2回(11月上旬) 答申 委員への報告											
町民等周知広報	3 / 25 町広報(北海道計画策定広報) 12 / 25 計画決定広報 8 / 10 町広報(上富良野の国民保護) 7 / 25 町HP掲載(上富良野の国民保護) [第1回議事録 第2回議事録] [計画HP掲載]											
庁内	<p>素案作成</p> <p>素案修正</p> <p>道との事前相談</p> <p>道協議</p> <p>素案修正</p> <p>原案</p> <p>最終案</p> <p>各課並行協議</p> <p>議会 決定 報告</p>											

国民保護計画（平成 16 年 9 月 16 日施行）	基準となる事項	上富良野町計画の基本方針
<p>第 3 条第 2 項 地方公共団体は、<u>国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき</u>、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。</p> <p>-----省略-----</p> <p>第 35 条 市町村長は、<u>都道府県の国民の保護に関する計画に基づき</u>、国民の保護に関する計画作成しなければならない。</p> <p>2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>-----省略-----</p> <p>3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、<u>都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>4 市町村長は、その国民の保護に関する計画作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 市町村長は、その国民の保護に関する計画作成するときは、<u>あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。</u></p> <p>6 市町村長は、その国民の保護に関する計画作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、<u>公表しなければならない。</u></p> <p>-----以下省略-----</p>	<p>基本指針[平成 17 年 3 月 25 日閣議決定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県国民保護モデル計画[平成 17 年 3 月総務省提示] ・ 北海道国民保護計画[平成 18 年 1 月 20 日策定] <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村モデル計画[平成 18 年 1 月総務省提示] ・ 北海道市町村モデル計画[平成 18 年 4 月北海道総務部危機対策局提示] <p>計画作成事前相談及び作成協議</p> <p>議会所管委員会等への報告 町広報、ホームページ等による公表</p>	<p>北海道及び他の市町村計画との整合性を保つため、北海道市町村モデル計画を基本に作成する。</p> <p>「上富良野町地域防災計画(平成 17 年 3 月作成)」との協調性に配慮する。</p> <p>上富良野町の地域特性を考慮する。</p> <p>計画作成に係る協議会を公開にするなど、作成経過の町民への開示を基本とする。</p>

編	章	要旨
1 総 論	1 町の責務、計画の位置づけ、構成等	町の責務及び町国民保護計画の位置づけ、町国民保護計画の構成、町国民保護計画の見直し、変更手続
	2 国民保護措置に関する基本方針	基本的人権の尊重、国民の権利利益神速な救済、情報提供、関係機関相互の連携協力の確保、国民の協力、高齢者・障害者への配慮等、公共機関の自主性の尊重、国民保護従事者等の安全の確保
	3 関係機関の事務又は業務の大綱等	国民の保護に関する措置の仕組み
	4 町の地理的、社会的特徴	地形、気候、人口分布、道路の位置等、鉄道・空港の位置等、自衛隊施設等
	5 町国民保護計画が対象とする事態	武力攻撃事態と緊急対処事態
2 平素からの備えや予防	1 組織・体制の整備等	町における組織・体制の整備、関係機関との連携体制の整備、通信の確保、情報収集・提供等の体制整備、研修及び訓練
	2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	避難に関する基本的事項、避難実施要領のパターンの作成、救援に関する基本的事項、運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等、避難施設の指定への協力、生活関連等施設の把握等
	3 物資及び資材の備蓄、整備	町における備蓄、町が管理する施設及び設備の整備及び点検等
	4 国民保護に関する啓発	国民保護措置に関する啓発、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発
3 武力攻撃事態等への対処	1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置、武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応
	2 町対策本部の設置等	町対策本部の設置、通信の確保
	3 関係機関相互の連携	国・県の対策本部との連携、知事・指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等、自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託、指定行政機関の長等に対する職員の出向要請、町の行う応援等、ボランティア団体等に対する支援等、住民への協力要請
	4 警報及び避難の指示等	警報の伝達等、避難住民の誘導等
	5 救援	救援の実施、関係機関との連携、救援の内容
	6 安否情報の収集・提供	安否情報の収集、道に対する報告、安否情報の照会に対する回答、日本赤十字社に対する協力
	7 武力攻撃災害への対処	武力攻撃災害への対処、応急措置等、生活関連等施設における災害への対処等、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等
	8 被災情報の収集及び報告	被災情報の収集手段と報告方法
	9 保健衛生の確保その他の措置	保健衛生の確保、廃棄物の処理
	10 国民生活の安定に関する措置	生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等、生活基盤等の確保
	11 特殊標章等の交付及び管理	特殊標章及び身分証明書
4 復旧等	1 応急の復旧	基本的考え方、公共的施設の応急の復旧
	2 武力攻撃災害の復旧	国の指針に従った道との連携
	3 国民保護措置に要した費用の支弁等	国民保護措置に要した費用の支弁・国への負担金の請求、損失補償及び損害補償、総合調整及び指示に係る損失の補てん
5 緊急対処事態への対処	1 緊急対処事態	原則として武力攻撃事態等への対処の準用
	2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	原則として武力攻撃事態等への対処の準用